



NCB 海外レポート

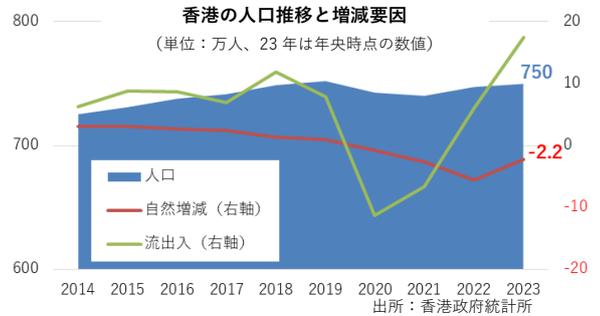
香港事務所

大湾区の未来と可能性④

～大湾区における人材誘致策と優遇策～

◇ 香港の人口動態と人材誘致策

- 香港は、日本と同様に少子高齢化が進んでおり、2023年央の統計によると半年間の自然増減（出生数－死亡数）は約2.2万人の減少となっています。
- 一方で、総人口は約750万人と前年比2.1%の増加となっています。これはコロナ禍で往來が制限されていた永住権保有者が香港に戻ってきたことが主な要因とされています。
- 香港には国際的なビジネスに従事する多くの人材が生活拠点を有していますが、香港政府はそうした人材の更なる獲得に向けた取組みを強化しています。
- 2022年12月に導入された「トップタレント・パス・スキーム」(TTPS)では、以下の要件に該当する人材に2年間の滞在が可能となるビザを発給することで、優秀な人材を招き入れ、香港発のビジネス創出・拡大を促しています。



- 直近1年間の年収が250万香港ドル（約4,750万円）以上である人材
- 世界トップ100大学*を卒業し直近5年間に3年間以上の就労経験がある人材
- 世界トップ100大学を過去5年以内に卒業し就労経験が3年未満の人材

* 香港当局が定めているもので、日本の大学では東京大学、京都大学、東京工業大学、大阪大学、東北大学、名古屋大学の6校が該当

◇ 大湾区における人材関連の取組み

- 大湾区の中国本土側9都市**では外国人材の誘致策として、個人所得税の優遇策が取られています。大湾区各都市でハイレベル人材等の認定***を受けた外国人材は、個人所得税率が実質15%と、香港と同水準まで優遇されます。
(2027年末までの時限措置。中国本土における個人所得税は最大45%の累進課税制)
- 人材の流動性を高める策も取られています。2023年2月には中国本土側9都市で科学研究・文化・教育・衛生・健康・法律などの分野に従事する人材に対し、1～5年間の香港・マカオにおける人材ビザの試行が開始されました。
- 「総合的な国力の競争は、人材の獲得競争である」という考えのもと、大湾区では引き続き人材の獲得や高度化に向けた取組みを進めていくものとみられます。日本においても、グローバル人材獲得に向けたさまざまな施策が実施されていますが、今後も国際競争力を維持・向上させていくためには、このような取組みを参考にしながら、さらに強化していく必要があるのではないのでしょうか。

** 広州、深圳、珠海、佛山、惠州、東莞、中山、江門、肇慶の9都市

*** 科学イノベーション、重点開発産業、哲学・社会科学の分野に属し、且つ当該都市に認定された人材

2023年10月27日作成

西日本シティ銀行香港駐在員事務所